

令和2年第13回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年12月10日(木) 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階会議室2B、2C

3 出席委員 18名

会長職務代理者

19番 長尾 信彦

委員

1番 平山 洋志

2番 阿部 喜代志

3番 櫻井 良一

4番 川浪 輝雄

5番 相馬 孝雄

6番 柳原 真

7番 白戸 裕丈

8番 小野 列子

9番 土岐 敏教

10番 中川 満善

11番 小山内 清人

12番 森 義博

14番 秋田谷 悟

15番 和島 勇人

16番 岩谷 博

17番 原田 繁福

18番 徳田 長弘

4 欠席委員 2名

会長

20番 斎藤 靖裕

委員

13番 佐野 一

5 次第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

- (3) 議長選出
- (4) 議事録署名者の指名及び書記任命
- (5) 業務報告
- (6) 議 事

議案第65号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会
の許可について

議案第66号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定に係る決定について

議案第67号

農業振興地域整備計画の変更に係る意見につ
いて

議案第68号

不動産取得税徴収猶予に係る適格者について

議案第69号

不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営
）について

議案第70号

空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び
区域の解除について

報告第25号

農地法第18条第6項の規定による通知書の
受理について

6 その他

7 閉 会

8 参 与

農業委員会事務局

事務局長	浅利	寿夫
次長	川口	均
農地係長	斎藤	和広
農政係長	田附	浩司

農業委員会金木支所

支所長	秋村	正紀
-----	----	----

農業委員会市浦支所

支所長	小寺	昭直
-----	----	----

農林水産課

主任	岩根	亮平
----	----	----

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 定刻になりましたので、ただいまより令和 2 年第 1 3 回
総会を開会いたします。
はじめに、長尾職代より挨拶を申し述べます。

職 代 (あいさつ)

司 会 次に、次第 3 「議長選出」ですが、総会規則及び農業委
員会等に関する法律により長尾会長職務代理者に議長を
お願いします。
長尾職代、よろしく申し上げます。

職 代 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行に
つきましてご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 2 0 名であります。本日の出席
委員数は 1 8 名であり、定足数に達しており会議が成立い
たしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」
を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 2 6 条に規定する署
名者の指名ですが、私から指名させていただくことにご
異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 異議なしの声がありましたので、私から指名させてい
ただきます。

議事録署名者には、2 番 阿部委員、3 番 櫻井委員
のご両名を指名いたします。

また、書記には田附農政係長を任命いたします。

なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、小寺市浦支所長、農林水産課岩根主任にお願いいたします。

次に、次第5「業務報告」を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和2年11月25日午前9時30分から市役所2階会議室において、高橋茂推進委員と事務局であっせん委員会を行いました。

3条有償移転事業3件、農林業支援センター事業7件を適正に処理したことを報告いたします。

議 長

ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第65号「農地法第3条1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 (議案説明)

1ページをご覧ください。

議案第65号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転9件、無償所有権移転9件です。

2ページをご覧ください。

1番 大字鶴ヶ岡字福田、田3筆、合計12,824㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額1,923,600円の有償移転です。

2番 大字毘沙門字熊石、田7筆、合計16,676㎡、
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額5,169,560円の有償移転です。

3番 大字藻川字千年、田2筆、合計505㎡、
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額126,000円の有償移転です。

4番 大字飯詰字清野ほか、田3筆、合計5,833㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額50,000円の有償移転です。

5番 大字小曲字豊里、畑1筆、647㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額10,000円の有償移転です。

6番 大字長富字中道より南、田5筆、合計8,668㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額433,000円の有償移転です。

7番 大字長富字中道より南、田1筆、1,305㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額65,000円の有償移転です。

8番 大字長富字中道より南、田1筆、1,617㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 80,000 円の有償移転です。

9 番 大字中泉字田川、畑 1 筆、1,955 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 19,000 円の有償移転です。

10 番 大字太刀打字馬繫、田 1 筆、152 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

11 番 大字飯詰字白旗、田 3 筆、合計 4,866 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

12 番 大字戸沢字山ノ井、田 1 筆、76 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

13 番 大字藻川字村崎、田 1 筆、5,217 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

14 番 大字野里字牧ノ原、畑 2 筆、合計 1,465 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

15 番 大字種井字山野辺ほか、田 3 筆、合計 3,415 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

- 1 6 番 大字中泉字松枝、畑 1 筆、3 6 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 1 7 番 金木町嘉瀬上端山崎、田 1 筆、5, 6 4 6 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子へ贈与による無償移転です。
- 1 8 番 金木町嘉瀬上端山崎ほか、田 4 筆、合計 1 3, 5 7 0 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子へ贈与による無償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしております調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相当であると判断されます。

議 長 議案第 6 5 号についての説明が終わりました。
所有権移転 1 0 番以外について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転 1 0 番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、所有権移転 1 0 番以外について原案のとおり許可いたします。
続きまして、所有権移転 1 0 番について審議いたします。
「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の

制限」となりますので、8番 小野委員には退席をお願いいたします。

8番

小野委員 (退席)

議長 ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、所有権移転10番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、所有権移転10番について原案のとおり許可いたします。

8番 小野委員は着席をお願いします。

8番

小野委員 (着席)

議長 続きまして、議案第66号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 9ページをご覧ください。

議案第66号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議

があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定64件、所有権移転8件です。

10ページ番号1番から41ページ64番までの利用権設定64件については皆様のお手元にお配りしております農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

42ページ番号1番から45ページ8番までの所有権移転8件につきましては、あっせん委員会による「あおもり農林業支援センター（農地中間管理事業）」によるものです。

議長 議案第66号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、議案第66号利用権設定1番、2番、3番、37番以外について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定1番、2番、3番、37番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定1番、2番、3番、37番以外について原案のとおり許可いたします。

続きまして、利用権設定1番、2番について審議いたします。

「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、8番 小野委員には退席をお願いいたします。

8番

小野委員 (退席)

議長 ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので利用権設定1番、2番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定1番、2番について原案のとおり許可いたします。

8番 小野委員は着席をお願いします。

8番

小野委員 (着席)

議長 続きまして、利用権設定3番について審議いたします。

「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、3番 櫻井委員には退席をお願いいたします。

3 番

櫻井委員 (退席)

議 長 ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定 3 番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、利用権設定 3 番について原案のとおり許可いたします。

3 番 櫻井委員は着席をお願いいたします。

3 番

櫻井委員 (着席)

議 長 続きまして、利用権設定 3 7 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、1 8 番 徳田委員には退席をお願いいたします。

1 8 番

徳田委員 (退席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定 37 番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、利用権設定 37 番について原案のとおり許可いたします。

18 番 徳田委員は着席をお願いいたします。

18 番

徳田委員 (着席)

議 長 続きまして、議案第 67 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 46 ページをご覧ください。

議案第 67 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により五所川原市長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものです。

農用地区への編入 5 件、農用地区からの除外 1 件です。

47 ページをご覧ください。

整理番号令和 2 年 4 番変更の区分は編入、変更する農地の所在は大字金山字千代鶴、変更面積は 1,065 m²、現況地目は樹園地、台帳地目は畑です。変更する理由はりんごの改植による樹園地の整備です。申出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から東へ約 4.8 km に位置し、良好な営農条件を備えている農地で、10 ha 以上規

模の一団の農地に隣接している農地で、編入された場合第1種農地と判断されます。

りんご栽培をしている当該地で補助事業を活用しりんごの改植を行い生産向上を図るものです。現在は、一部を伐採し定植可能であります。また、樹園地としてりんご30本を改植予定であります。

編入後問題なく、農地を有効に活用するものと判断されます。

整理番号令和2年5番変更の区分は編入、変更する農地の所在は大字神山字牧原、変更面積は1,629.02㎡、現況地目、台帳地目は畑です。変更する理由はりんごの新植による樹園地の整備です。申出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約6.1kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、10ha以上規模の一団の農地に隣接しており、編入された場合、第1種農地であると判断されます。りんごを栽培するため補助事業を活用し自己所有地にりんごの新植を行うものであり、現在は定植可能であります。また、樹園地として、りんご28本を新植予定であります。編入後問題なく、農地を有効に活用するものと判断されます。

整理番号令和2年6番変更の区分は編入、変更する利用はふどうの新植による樹園地の整備です。申出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約8.2kmに位置し、良好な営農条件を備えており、10ha以上規模の一団の農地に隣接している農地で、編入された場合、第1種農地であると判断されます。編入後問題なく、農地を有効に活用するものと判断されます。

整理番号令和2年7番変更の区分は編入、変更する農地の所在は大字飯詰字石田、変更面積は26,818㎡、変更する理由はりんごの改植による樹園地の整備です。申出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から北東へ約4.9kmに位置し、良好な営農条件を備えており、10ha以上規模の一団の農地に隣接している農地で、編入された場合第1種農地と判断されます。

りんご栽培をしている当該地で、補助事業を活用し、りんごの改植を行い生産向上を図るためです。購入時は山林であったが、現在は既存樹の一部を伐採し改植をする。また、樹園地として、りんご720本を改植予定であります。

編入後問題なく、農地を有効に活用するものと判断されます。

整理番号令和2年8番変更の区分は編入、変更する農地の所在は金木町嘉瀬雲雀野、変更面積は12,167㎡、現況地目は樹園地、台帳地目は畑です。変更する理由はりんごの新植による樹園地の整備です。申出者は記載のとおりです。

申請地は、金木総合支所から南東へ約3kmに位置し、良好な営農条件を備えており、10ha以上規模の一団の農地に隣接している農地であり、編入された場合、第1種農地と判断されます。

りんご栽培をしている当該地で、補助事業を活用し、りんごの新植を行い生産向上を図るためです。現在は、既存樹の一部を伐採し新植をする。また、樹園地として、りんご23本を新植予定であります。

編入後問題なく、農地を有効に活用するものと判断されます。

以上のことから、農業振興地域に編入許可相当であると

判断されます。

整理番号令和2年9番変更の区分は除外、変更する農地の所在は大字水野尾字清川、変更面積は2,150㎡、現況、台帳面積は田です。変更する理由は敷地拡張の変更です。申出者は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約4kmに位置し、良好な営農条件を備えており、10ha以上規模の一団の農地であるため不許可の例外として集落接続（第1種農地）と判断されます。

申請人からの変更申出書によりますと、事業目的は資材置場で、土地利用計画から資材置場1,326㎡、通路824㎡であり、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと判断されます。

以上のことから、農振除外及び農地転用が可能な案件であり、許可相当であると判断されます。

計画変更箇所位置図は48ページをご覧ください。

議案第67号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第67号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第67号について原案のとおり承認することとし、許可相当の意見を付して、市

長に送付することに決定いたします。

続きまして、議案第68号「不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与

49ページをご覧ください。

議案第68号「不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」

農地等の一括贈与に係る下記贈与者及び受贈者は地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求めるものであります。

50ページをご覧ください。

1番 贈与者は記載のとおりです。農業を営んでいた期間は65年、受贈者は記載のとおりです。農業に従事していた期間は45年間、農地法による許可年月日は平成30年4月10日です。特例の適用を受けようとする農地等の詳細は金木町喜良市千苺ほか田5筆、畑2筆です。

2番 贈与者は記載のとおりです。農業を営んでいた期間は61年、受贈者は記載のとおりです。農業に従事していた期間は32年間、農地法による許可年月日は令和2年3月11日です。特例の適用を受けようとする農地等の詳細は大字田川字川熊ほか、田14筆、畑3筆です。

3番 贈与者は記載のとおりです。農業を営んでいた期間は59年、受贈者は記載のとおりです。農業に従事していた期間は15年間、農地法による許可年月日は平成30年4月10日です。特例の適用を受け

ようとする農地等の詳細は大字戸沢字玉清水ほか、田5筆、畑2筆です。

以上、徴収猶予を受けるための要件である

- ・農地の生前一括贈与した日まで贈与者が3年以上農業を営んでいたこと。
- ・受贈者が年齢18歳以上で引き続き3年以上農業に従事していること。
- ・所有農地の全部を贈与するものであること。
- ・推定相続人の1人に贈与するものであること。
- ・徴収猶予を新規で受ける場合、追加となった要件の受贈者が認定農業者等担い手であること。

以上の5つの要件を全て満たしており、適格者であると判断されます。

議長 議案第68号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第68号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第68号について原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第69号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与

51 ページをご覧ください。

議案第69号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」

不動産取得税徴収猶予の適用を受けている下記の受贈者は、地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係わる農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。

52 ページの19件について、特例の適用を受けようとする農地で農業経営を継続していることから不動産取得税徴収猶予を引き続き受けることができる者と判断されます。

議 長

議案第69号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員

(なし)

議 長

ご質問がないようですので、議案第69号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようですので、議案第69号について原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第70号「空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の解除について」を議題といたします。

参与から説明をお願いします。

参 与 53 ページをご覧ください。

議案第70号「空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の解除について」

農地法第3条第2項第5号の規定の適用を受け、下記のとおり別段の面積及び区域の指定を受けた農地について、区域の指定を解除申請書の提出があったので審議を求める。

申請件数は2件です。

1番 農地の所在は大字鶴ヶ岡字鎌田、地目は畑、所有者は記載のとおりです。

2番 農地の所在は大字飯詰字皆瀬、地目は畑、所有者は記載のとおりです。

空き家バンク登録に係る農地の別段の面積を1㎡に指定したが、令和2年11月11日、農地法第3条許可申請書の提出があり承認されたため解除するものです。

議 長 議案第70号について説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第70号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第70号について原案のとおり決定いたします。

以上、議案第65号から議案第70号まで全ての審議が

終了いたしました。

報告第25号につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。
貴重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午後3時35分)

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(長尾 信彦)

会長職務代理者 _____

(阿部 喜代志)

2番委員 _____

(櫻井 良一)

3番委員 _____